



皆さんの声に お答えします

宇治会場(宇治総合会館)

市は、市民の皆さんのご意見、ご提言を市政に反映させるため4月21日から5月27日にかけて、町内会長等を対象に「市政懇談会」(17会場)を開催しました。

今回の懇談会では、市政の運営と財政、市の行財政改革、今年度の予算概要を説明し、その後、意見交換を行いました。

今月号では、各会場で寄せられた意見、提言の中から、主なものについて紹介します。

■問い合わせ 企画課公聴広報係 (TEL) 210210

行財政改革で職員数の削減を挙げているが、この目標数値で十分といえるのか。

合併して、平成17年4月1日の職員数は838人でしたが、今年4月1日現在で724人となり、114人の削減となっています。

現在、市が取り組んでいる行財政改革では、全体の削減効果のうち約70%を人件費が占めています。職員数は平成22年4月1日までに156人の削減を目標に、定員管理の適正化に取り組んでいます。この目標数値は類似団体職員数、県内の他市の状況、定員適正化計画等をもとに設定しています。

職員を削減し、市役所の機能を1カ所に集中させると効率性は良くなりますが、行政サービスが低下しないように、地域局と地域市民センターを置いています。

行財政改革では各審議会・委員会の充実によって市民と協働のまじつきを進めるとあるが、メンバーが固定化したり、長期間にわたり務めている委員もいるのではないか。

審議会の透明性・効率性の向上と、開かれた市政を一層推進するため、今年度から設置する審議会等については定数15人以内とし、女性委員を30%以上、市民公募の委員を20%以上とする目標などの一定の方向性を定めました。



各地区で行われる敬老会

すでに設置されている審議会等についても、委嘱替えの際には今回定めた選任基準を適用することとしています。

4月から後期高齢者医療制度が始まったが、制度が分かりにくい。

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、老人保健制度に替わる新しい高齢者医療制度として後期高齢者医療制度が始まりました。

この制度について説明会の要望があれば、老人会などで説明させていただきます。しかし、説明会では概略の説明にならざるを得ず、また一人ひとりでケースが異なるため、個人の詳細については、保険課健康保険係(☎0258)にお問い合わせください。

敬老会への補助金が減額になっているようだ。

敬老事業は、昨年度まで合併前からの経過措置として、高梁地域のみで実施していました。

社会福祉協議会に委託し、75歳以上一人当たり平成18年度は2000円、平成19年度は1500円として、敬老会開催に対する助成でした。

今年度からは内容を見直し、75歳以上一人当たり1000円を交付する助成事業として、全市域を対象に実施することとしています(詳細は20ページ)。

乳幼児への医療費支給が小学3年生から6年生に拡充されるのは良いことだが、「無料化」の意味を勘違いしている人がいるのでは。対象保護者には、無料の部分が税金で賄われていることを理解してもらいたい。

少子化対策の一つとして、「乳幼児等医療費支給事業」を行っています。子育てにかかる費用負担を少しでも軽減することが狙いです。無料だからといって安易に病院に行くといったことは、ご遠慮いただきたいものです。

「限界集落」といわれるが、町内会の戸数が減って町内会としての運営等ができなくなっている。町内会の再編を考える時期にきているのでは。

最小のコミュニティ単位である町内会の戸数減少、高齢化の進行により集落機能が低下してきていることは認識しています。

特に集落機能が低下している山間部の小規模町内会は、地理的要件や慣習等により、単に隣接町内会との合併では集落機能の向上を図ることは難しい面があります。

町内会は条例等により市が区域を定めた「行政区」ではありません。地縁による任意組織としての自治会と位置付けており、行政から積極的に再編を指導することはできませんので、地域住民の日常生活に直結した課題として住民が主体的に取り組むことを前提としています。必要に応じてコミュニティ単位などで市を含めた委員会等組織を設置し、地域とともに検討していきたいと考えています。